

## 広報いの印刷製本業務プロポーザル実施要領

### 1 目的

この実施要領は、広報いの印刷製本業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

### 2 業務概要

- (1)業務名 広報いの印刷製本業務
- (2)業務内容 別添の仕様書（別紙1）のとおり
- (3)業務期間 契約締結日から令和8年7月31日まで
- (4)事業規模 印刷製本費 金 9,936,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
（提案限度価格） 折込手数料 金 711,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 実施形式

本プロポーザルは、指名型で実施します。

### 4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税、都道府県税及び市区町村税に滞納がないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (5) いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき資格停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (7) いの町一般競争（指名競争）入札参加資格を有している者であること。
- (8) 高知県内に主たる営業所（本社又は本店）を置く者であること。
- (9) 本業務を的確に遂行するに足る技術的能力と十分な財務的基礎を有していると思われること。

参加者は、受託候補者決定までの間に前各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

### 5 参加手続

- (1) 実施要領・仕様書等の確認
  - 質問の受付及び回答
    - 1) 質問方法  
実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式3）によるものとし、電子メールで提出してください。
    - 2) 受付期間  
5月29日（水）から6月5日（水）までとします。
    - 3) 提出先  
いの町総合政策課広報係 E-mail : kikaku@town.ino.lg.jp

#### 4) 回答方法

6月7日(金)までに、質問の送信元メールアドレス宛に返信します。

#### (2) 参加承諾・辞退届の提出

本プロポーザルへの参加の意思を確認したいので、別紙「参加承諾・辞退届」(様式2)を提出してください。

- ① 提出期限 6月11日(火) 17時15分まで
- ② 提出場所 いの町総合政策課 〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700-1
- ③ 提出方法 郵送又は持参
- ④ 提出部数 1部

#### (3) 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加承諾が確認でき次第、提出書類の様式(様式4、5、6)と完成見本作成用のデータをお渡しします。

##### ① 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

- 1) 企画提案書表紙(様式4)
- 2) 企画提案書
  - ア 当該業務の確認及び提案書(様式5)
  - イ 当該業務の見積書(単価表)(様式6)
  - ウ 完成見本(様式5の⑩にあるとおり)

##### ② 提出期間

企画提案書等の提出依頼通知後から6月18日(火)まで(受付時間帯は、閉庁日を除く8時30分から17時15分までとします。)

##### ③ 提出場所

いの町役場総合政策課 〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700-1

##### ④ 提出方法

直接持参してください。

##### ⑤ 提出部数

提出部数は、1部とします。

## 6 受託候補者の選定

### (1) 選定手順

企画提案書等の審査は、町が設置する広報いの印刷製本業務プロポーザル審査委員会が行います。

### (2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、完成見本及び見積金額等を審査基準に基づき総合的に評価します。

### (3) 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とします。

## 7 審査結果

審査結果は、6月25日(火)までにプロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を文書で送付します。

なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

## 8 契約に関する事項

### (1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

### (2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、いの町契約規則に基づいて契約を締結します。

なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

## 9 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しません。
- (2) 提出期限後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 町が追加資料の提出を求めることがあります。

## 10 情報公開及び提供

町は企画提案者から提出された企画提案書等について、いの町情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とします。

## 11 留意事項

### (1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

### (2) その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりです。

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（町からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式13）により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、町が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、いの町情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものと

します。

⑪ 電子メール等の通信事故については、町はいかなる責任も負いません。

## 12 問い合わせ先

所在地	〒781-2192 高知県吾川郡いの町 1700-1
担当部署	いの町役場総合政策課 担当 朝日
電話番号	088-893-1112
FAX 番号	088-892-0353
E-mail	kikaku@town.ino.lg.jp